

第2回 羽村市図書館協議会会議録

1 日 時	平成 27 年 9 月 29 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
2 場 所	羽村市図書館 ボランティア室
3 出席者	【会長】塚原 博 【副会長】石川 千寿 【委員】野元 弘幸、愛甲 慎二、海東 朝美、古川 光昭、 堤 大児、中村 亮三、佐藤 陽子
4 欠席者	【委員】小山 玉恵
5 議 題	(1) 第 1 回羽村市図書館協議会議事録の確認について (2) 平成 26 年度図書館評価について (3) 分類別貸出冊数について (4) その他 ①「絶歌」の収集について
6 傍聴者	なし
7 配布資料	① 次第 ② 第 1 回羽村市図書館協議会議事録 ③ 平成 26 年度図書館評価 ④ 分類（門）別貸出割合 ⑤ 図書館の自由に関する宣言等関連資料

<p>協議会</p>	<p>【会長】 第2回になります。今日の議題は前回の会議録の確認と図書館評価について、前回お願いしました分類別の貸出冊数についてです。その他としまして元少年Aが書いた「絶歌」という本の収集についてとなっています。</p> <p>それでは会議録の確認ですが、メール等でお送りしていますが、お気づきの点があればお願いします。</p> <p><修正点の指摘></p> <p>【会長】 指摘のあった点は修正をお願いします。議事録の確認についてはこれで終わりとしします。</p> <p>次に平成26年度図書館の評価ということで、こちらも事前にお送りいただいています。これについて議論したいと思います。事務局の方で前年度と変わった点がありましたらお話しください。</p> <p>【事務局】 委員の方も新任の方もいらっしゃいますので、会長から評価のいきさつなどについてお話しただければと思います。</p> <p>【会長】 2008年に図書館法が改正されたときに図書館で運営について評価するよという項目が入りまして、その評価に基づいて改善を行うとされています。羽村市図書館ではすぐにそれに従って評価するというところで、日本図書館協会が出しています「公立図書館の任務と目標」という本がございますが、これに「図書館評価のためのチェックリスト」の改訂版があります。これを使って評価したいとお話がありました。「公立図書館の望ましい基準」というものもありまして、それも使ってはどうかとの話もありましたが、「図書館評価のためのチェックリスト」を使うこととなりました。前に図書館から実態とそぐわない項目がありますので別の評価方法はないかとのお話もあったのですが、前の図書館協議会では今のところ別の評価法がないということと、このチェックリストを使うと今までの評価の経年の変化が見られますのでこのままで良いのではないかとの意見がありまして引き続き使っていくことになりました。簡単に言うとaが良いということでcは改善しなくてはいけない、bは中間という評価になります。そのような形で図書館で評価をしています。チェックリストは日本図書館協会に図書館政策委員会というのがありましてそこで公立図書館の任務と目標というのを作った時にできています。これを使って各図書館で評価しています。ご覧になって分かるように1が基本的な事項、2が図書館サービスという項目で、3に相互協力の項目があります。相互協力は公立図書館とその他の図書館との関係です。他の公立図書館などと協力して市民の欲しい本の所蔵がない場合、図書館同士で貸し借りをするようなことです。4番目が開館時間と休館日、5番目が広報に関する項目と</p>
------------	---

なっています。6番目が図書館資料、蔵書について、7が職員、8が経費、9が施設とあります。それぞれ小項目があります。ここに書いてあるように正をa負をcとし、中間的なものが必要な項目についてはbを作っているということです。議論のある項目については省いています。

使い方活かし方に書いてありますが、当然cが多いのは好ましくないのです。その項目についての改善の努力が必要だとあります。

ということでここ数年、図書館で自己評価を「図書館評価のためのチェックリスト」に沿って、評価したものを図書館協議会で検討し、その結果を意見書という形でまとめています。

【事務局】 お配りしておりますチェックリストの平成26年度の変更点でございますが、2ページ目の一番下になります⑦で、「返却作業は誰がしているか」ということで、以前、開館当初から借りた本は借りた人が元の場所に返すという原則で長年やっておりました。近年、きちんと書架に返して下さる方はいらっしゃいますが、適当なところに返してしまう方もいらっしゃいまして、分類が違ってしまうこともあります。そのため昨年度からカウンターの近くに返却本棚を置いてそこに返してくださいとお願いすることにしましたので、評価をaにさせていただいています。2点目は7ページになります。職員というところの③でございますが、「専門職員の比率は何パーセントか」ということで昨年度はbの50%以上ということでした。これは現在正規職員が8名おりましてそのうち司書の数が3名でございました。司書資格を持った嘱託職員が7名おります。ですので専門職員は10人ということでしたので67%ということでしたので50%以上のbということでした。これが人事異動がございました関係で平成26年度に職員8人に対して4人が司書資格を有する職員ということで、嘱託職員は7名で変わりませんので比率が73%ということ、aの70%という評価をしております。羽村市は司書という専門職員の採用はしておりません。過去には教育委員会採用の司書採用もあったのですが、現在は一般職員で採用しましてその中で司書資格を持つ者が配属になれば増えるという状況でございます。以上でございます。

【会長】 前の年度より2点改善された点のご説明がありました。aが増えたということで改善が進んだということです。あとcが1基本事項の(2)の図書館整備計画です。(4)の利用者懇談会についてcになっています。2の図書館サービスになりますが(1)③移動図書館はあるかですが、これは移動図書館を行うかどうかはそれぞれの図書館の配置計画などで決まるのですが、羽村市の場合は本館があって小作台図書室があって分室が3つありまして、大体はカバーしているということで移動図書館はやってい

ないということです。政策上は移動図書館はやるという予定はありますか。

【事務局】ありません。

【会長】この項目はそぐわないと思いますが、cとなっていてしまっています。ここがこのチェックリストの弱点と思われます。ここは空欄でも良いかとも思います。aともcともいえないと思います。図書館は複数館ありますので、図書館が複数あることが重要ですので本館と移動図書館という場合には移動図書館が重要ですが、羽村市の場合は移動図書館をやらなくても大体70%はカバーしています。この項目だけそぐわないと思います。

続いて(2)物流体制ということですが、本館で本を集中的に集め、購入して分室に送るといったことで①の(ア)連絡配本車に専任担当者はいるかということでここがcです。これは業者をお願いしていますか。職員の方が行っていますね。

【事務局】職員が交代で当日の朝割り振りが決まります。専任ではありませんが正規職員が交代で行っています。

【会長】専任ということになっているのでcなのですね。本来であればbですよ。評価項目とは違いますが。改善の仕様がなことはないですが難しいところです。それから(3)個人貸出がございまして、①「初めて登録するとき証明書を持っていなくても受け付けることができるか」ということですが、昔、私が図書館に入ったときは1960年代から70年代くらいまではいろいろ厳しいことがあって、今は保険証などを一人ずつ持っていますが、その頃はないので、普通のお母さん方は証明書を見せてくださいと言っても持っていないので、できるだけ登録できるようにする形をとるということで証明書がなくても受け付けるとなっていますが、最近は色々と問題が起こったりします。例えばよその図書館を使いたい時に登録してしまったり、この項目は必ずしも適当かどうかは問題です。今は一人一人保険証などがありますので登録しやすくなっています。羽村市の場合は証明書を見せて登録する形です。これが本来的な形だろうと思います。ここはできるかできないかしかないのでcになってしまいます。同じところの⑥「貸出をしない資料はあるか」ですがこれもなかなか難しいです。本来的には全部貸出しできることが良いとは思いますが、例えば調べるような本で、どうしても図書館に置かなくてはいけない参考図書ですが、必ずしも貸出できるかですね。予算が潤沢であれば2部ずつ揃えて1冊は貸出し、1冊は館内閲覧という形が取れます。しかし現実にはなかなか難しいと思います。一応貸出ししていないのは参考図書ですね。

【事務局】その通りです。

【会長】一部貸出の辞典はありますね。bに近いと思いますが、「ない」か「ある」しかないのここはcになってしまいます。

(5)の資料案内です。③「職員はフロアーワークをしているか」cですが、これはしていただきたいです。毎回指摘していますが、できるだけカウンターで作業するだけでなく、色々なケースで利用者から質問があれば出ていく、こちらから積極的に話をしたりですね。職員が書架にいと声がかかけやすいです。近い関係になれると思います。カウンターにいと対面しなくてはいけないので話しかけられないですが、フロアーにいと話しかけやすいと思います。ここは改善の余地があるのではないのでしょうか。

(9)の乳幼児・児童・青少年サービスで先ほど同じ「子どもの登録手続きに証明書は必要か」ですが、子どもはなかなか難しいですがどうしていますか。

【事務局】小学生は一人で来た場合などは、親御さんに書いていただくものを渡して署名していただいたものを受付して発行しています。

【会長】cですが、空欄でも良いと思います。②の「子どもの予約に制限を設けていないか」ですが、これもなかなか難しいと思います。今のところ一部設けているということです。

(11)高齢者、障害者などへのサービスの中の④「手話や点字のできる職員は居るか」ですが、いた方が望ましいということでcになっています。目の不自由な方が来た場合も対応できるようになっていますか。

【事務局】対応はできますが、手話や点字まではできる職員がいません。

【会長】：⑥(ア)「対面朗読サービスは予約なしでも利用できるか」ということですが、予約しないといけないということで、利用者の側から考えると予約がなくてもやってもらえるのが理想的だということでaの方が望ましいと思います。部屋の関係ですか。

【事務局】突然来られた場合もほぼ空いてはいますが、ボランティアの方にやっけていただいている関係もあり、事前に予約していただいています。

【会長】：⑨「来館しにくい障害者のために来館の手助けをしているか」ですが、していないということで、ご自分で来ていただくということですね。

【事務局】その通りです。

【会長】：⑩「病院に入院している人のための配本サービスをしているか」ですが、羽村には公立の病院はないですか。

【事務局】福生病院は公立の病院です。羽村市も構成団体です。

【会長】個々の病院はなかなか難しいとは思いますが。

【事務局】実際に実施している自治体はありますか。

【会長】昭島市はやっています。病院に行って入院している方に移動図書館車のような形で行っているところもありますし、部屋を決めて本を持って行って貸出すところもあります。進んでいるところでは個々の病室にブックトラックなどで本を持って行って貸出すこともやっています。世田谷の国立大蔵病院がありますがここはボランティアが子どものための貸出を行っています。病院サービスを行っているところは公立図書館でほかにもあると思います。このあたりだと昭島市で 70 年代からやっています。

(12) の多文化サービスですが、「在日外国人向けの利用案内や利用申込書が用意してあるか」ですが、こちらはありませんでしたか。

【事務局】図書館の外国人向けの案内は作成していません。市全体のサービスの案内はありますが、図書館に特化したものではありませんので、こういった評価としています。

【会長】野元委員がご専門なのでご協力いただければいかがでしょう。

【委員】ホームページも英語だけでもあれば良いですね。

【会長】：②「外国人向けの図書館サービスの広報をしているか」にも関わりますね。資料としては所蔵はしていますが、広報などのサービスがないということですね。3 の相互協力ですが (1) 相互協力の組織の②「地域内の大学・短大等との間で相互協力制度を確立しているか」ですが、羽村市にはないので物理的にできません。これも空欄で良いと思いますが調査としてはcとなってしまいます。市でどこかの大学と連携していますね。

【事務局】杏林大学と連携しています。

【会長】このチェックリストで羽村市では対応できない、改善できないところと改善の余地があるところとあります。皆さんで何かこのチェックリストや図書館をお使いになってご質問やご意見があればお願いします。

【委員】赴任先で図書館のカードを作りまして、確認されたのが、勤め先はどこかと郵便物で住まいを確認されましたが、羽村市ではどのようなになっていますか。

【事務局】基本的には羽村市に住民票がある方となりますが、市内にお勤めされていることが明確にわかるものを出していただければ発行しているケースもあります。ただ、羽村の場合は日野自動車の方が多いです。住民票を移さないで寮に入っている方もいますが、契約が短期の場合はなかなか難しいので、6ヶ月勤務されている方といった基準を設けています。それと在勤の証明を出していただければ発行しています。

【委員】コピーサービスはありますか。

【事務局】3階にコピー機がありますが、著作権法上制限があります。

【委員】家族のものが図書館でコピーをしようと思ったときに分からなか

ったと言っていたので、案内は出ていますか。

【事務局】 掲示などはしていません。

【会長】 案内には入っていますか。

【事務局】 案内には載せています。分からない方もいると思うので、掲示を考えたいと思います。著作権の制限もありますので、それも含めて考えます。

【委員】 制限があるのですか。

【事務局】 著作権法では基本的に自分の所有しているもの以外は複写してはいけないのですが、図書館に限っては図書館所有の資料を個人の研究や学習に使用する場合は著作物の一部を複写して利用者に提供することができますとなっています。雑誌の場合は最新号は一部でそれ以外は全部可能になってます。記載内容がたくさんありますので文言等も考えて掲示したいと思います。お子さんですと直接説明しなければいけないと思います。

【委員】 チェックリストの 2 図書館サービスの (3) 個人貸出⑦「返却図書

の配架作業は誰がしているか」が a になったところですが、私もここに関わってボランティアで作業していますが、当初の利用者が借りた場所に戻すというのは市民に参加してもらって意識を持ってもらうということで、評価としては良い方になっているかと思っていたのですが、このチェックリストですと c です。図書館のサービスという面で見ると、利用者が仕事しなくてはいけないという立場で c となると思うのですが、そのあたりの解釈がどのように考えたらよいか迷っています。配架作業をやっていて利用者の本の扱い方などを意識づける良い機会とも思っている半面で本のある場所が分からなくて適当に返してしまうと後で利用する方が大変困るとい、裏腹の考えを持っていました。この評価の基準からみるとやはり基本的には職員がやる方がよいというように解釈してよいのでしょうか。

【会長】 一般的に図書館は利用者に書架に戻させないで図書館がサービスするというのが建前としてありますが、羽村の場合は市民と一緒にやるということで、そういう形も私は良いと思います。市民も一緒に参加して作っていくというのは良いと思います。先ほど出ましたようにきちんと元のところに戻さない方がいるというところで、間違っ返してしまう利用者が多くなるとそういうことも出てきます。他市から来た方などは説明してもわからない方もいるかもしれませんので難しいですね。基本的には図書館でやるというスタンスで、できれば市民の方と一緒に作っていく、本の貸し出しや整備なども一緒にできるのが理想的だと思います。

【委員】 カウンターで返却処理をした後で利用者の方に戻してくださいと

という言葉かけたのは元の場所という意味ではなく、返却本棚に戻してくださいという意味ですね。

【事務局】最近はそうです。返却本棚にご返却くださいという形でご案内しています。そこから職員が書架に戻しています。

【委員】混乱している人が中にはいますので。

【事務局】元々は委員がおっしゃったように元の書架に戻していただくというスタンスでやってきましたので、ご理解いただいて、ご自分で借りたものはご自分で返していただいている方もいらっしゃいます。そういった方はきちんと元あった場所に返していただいています。ただそういった方ばかりではございません。当初はそういった方たちまで返却をお願いしないのも失礼かと思ひまして、戻していただいても結構ですし、分からなければ返却本棚に戻してくださいという二通りのお願いをしていました。混乱もあるということと、こういった評価についても曖昧になってしまうので、昨年度統一しようということで、一律返却があったら返却本棚にお戻してくださいという風にやっております。ただ、長年、書架に戻していただいていた方は、今までどおり戻していただいている方もいらっしゃいます。図書館としては返却本棚に戻していただくといった統一した形で行っておりますので、aにさせていただきます。

【会長】ご自分で、ボランティアで戻していただければ、それはそれで良いですね。

【委員】職員が戻しているのが原則とってなくて、全部自分でお返ししています。本当に職員が行うなら、返却後はカウンターの後ろに置いておいてはどうでしょう。基準が分かりづらくなっていると思います。

【事務局】おっしゃる通りですが、過去からの流れを残そうということですから。他の図書館ですと返されたものは委員のおっしゃるよう引き上げて配架するという形のところもあります。元々が羽村市図書館の場合は先ほど申し上げた形でしたので、せめて返却本棚にお返しくださいというようにやっています。利用者の方によっては、その返却本棚から好んで見て借りる方もいらっしゃいます。新しいものが返ってきたということで借りる方もいらっしゃいます。そういったこともありますので、ほかの図書館と比べますと特異な部分があるかもしれませんが、職員の中で色々と協議した結果、現在の形で運営しております。

【会長】図書館によっては戻ってきた本を受け取って、返却棚という一時置く所があって、職員の方が、時間が来たら所定の位置に戻すというところもあります。帰ってきた本というのは、良い本とか面白い本とかが多いので借りていく人は多いです。ですので図書館によっては一時置く棚を作

って、利用を促進するところもあります。私はそれで良いかと思いますが、利用者の方は確かに混乱があるかもしれません。

【事務局】当初は混乱があったと思いますが、今は一年経過をして、大分慣れていただいたので、返却したら返却本棚に戻すというのが定着してきているかなと思います。

【委員】職員の方が返すことによって、利用者が検索機で検索して探して、その分類のところに行ってというところで、あるべき場所に戻っている可能性が高くなりました。以前は本が元に戻っていないで探すのに大変時間がかかることが多かったので、そういう意味で、新たに借りる人のサービスの向上になっているのではないかと思います。あとは本棚の大きさと本の量の違いがありまして、どうしても大人の本のコーナーでも文学作品などは入りきらずに横になっている現状があります。児童向けの特に絵本のコーナーなどは入りきらなくて非常に荒れている時期もありました。今は職員が返すことで職員の目が行き届くようになってきているので、横になっているものを直したり、うまく入るようにしたりなど手入れが行き届いてきているのではないかと思います。

【会長】ここはよろしいでしょうか。他にございますか。それでは平成 26 年度図書館評価については終わりとしまして、あとは私が意見書を作成します。できた段階で事務局に渡します。スケジュールはいかがですか。

【事務局】教育委員会に提案しますので、教育委員会に合わせていただければと思います。

【会長】議題の 4、分類別貸出冊数についてですが、前回分野別の貸出状況はどうかとのご質問がありましたので、それについて事務局が分類（門）別貸出割合を作成してくれましたので、ご説明をお願いします。

【事務局】お手元の資料をご覧ください。視聴覚資料も入っていますと貸出件数が逆転してしまうところもありますので、視聴覚資料の貸出は除いて、書籍のみとなっています。団体貸出は含んでいます。分類について例えば総記は 0 ですが、0 門という言い方をしますので門とはいっています。総記は 0.85% となっています。哲学・宗教は 2.14%、地理・歴史が 6.33%、社会科学 5.4%、自然科学 5.42%、工学ですが、こちらにはいわゆる実用書が含まれますので、若干高く 9.35% となっています。次に産業 2.28%、芸術 6.88%、語学が 1.12%、文学がやはり多くて 35.75% です。絵本が 13.29%、紙芝居等は低い数字となっています。全体として多いのは文学です。続いて児童書類が多くなっておりまして、実用書類のふくまれる工学、旅行ガイドなどが含まれます地理・歴史が多くなっております。

【会長】これは貸出の割合ですか。

【事務局】 はい。貸し出し全体に占めるそれぞれの割合となっています。

【会長】 蔵書はないですか。例えば総記に蔵書がどのくらいあってというものは。貸出の割合はわかりましたが、本がどのくらい入っていてのうち貸出された割合はわかりませんか。その割合をみるとまた興味深いかもかもしれません。

【事務局】 今はないですが、事務報告書などにはそれぞれの蔵書数が入っていますので、次回までにご用意させていただきます。蔵書に占める貸出冊数の割合でよろしいですか。

【会長】 はい。やはり文学は多いとは思いますが。文学は蔵書も多いと思いますが。

【事務局】 その通りです。

【会長】 これについてはいかがでしょうか。

【委員】 これは本館ですか。

【事務局】 全部含めています。

【委員】 年間ですか。

【事務局】 昨年度 1 年間の数字です。

【会長】 面白いのは、哲学の文庫の利用率が高いことですね。文学は多いでしょうが。子供の本だけでやってみると比率が違うでしょうね。

【事務局】 そうですね。恐らく変わってくると思います。

【会長】 それは興味深いですね。子供の本だとどうなるか。

【事務局】 それも次回ご用意いたします。一般書などを抜いてしまえば出ると思います。

【会長】 他になければよろしいですか。これは各部門ごとなので、細かいことはわかりません。先ほど 5 門にはお料理や家事などが入っているとのことですが、それは割と多いのかもしれませんが。2 門の中で旅行ガイドなどはどのくらいかなどです。語学のどの言語が多いかなどが見えると面白いかもしれません。児童だけではなくて、YA の傾向もわかると面白いですね。

【委員】 近くでは瑞穂町などにも図書館があります。あきる野市にもあります。羽村の図書館に比べると本がきれいなのです。ある図書館では、羽村市ではリクエスト待ちの本が新品で並んでいました。とにかく、全体として利用者を増やしたいというのは図書館の基本的な願いだと思います。そう考えると、羽村の図書館は汚れている本が多いですが、他より使われているという感じは持ちます。ただし、もっと借りてほしい本があります。椋鳩十の本が地下にあります。出版されたのは 30 年以上前ですが、本が新品のようで借りられていないようです。しかしこんな良い本を読まない

というのは本当にもったいないと思います。学校にあるのかもしれませんが。地下にあって子どもは行きません。25巻あるので量は多いですが、目のつくところにあればと思います。テレビなどを見ていると日本の文化状況が心配です。ですので、図書館だけはしっかりしてほしいとつくづく思います。

【事務局】今お話をいただきまして、確かに選書をするにしても館なりのスタンスがあると思います。横積みのお話もいただきましたが、蔵書数は増えてきていますが除籍する数が他の図書館と比べて少ないです。良いか悪いかということもありますが、捨てきれない部分もあります。羽村市の図書館は除籍率が1%くらいですが、他の図書館は年間3%から4%、多いところでは5%くらい除籍します。ですから年配の方に求められる古い本は所蔵しているケースがあるのですが、一方では人気のあるものやすぐ見たいというものが、どうしても予算の範囲内で買うものは少ないですが、人気の本も何十冊とは買いませんので、どうしても待っていただくようになってしまいます。リクエストをいただいたときに、購入して応えるのですが、議会でも質問がありまして、羽村の図書館はリクエストにどのくらい購入をしているのか、他自治体から借りているのかというのがあったのですが、私どもではリクエストのあったもののうち80%は所蔵しています。待っていただく時間はあります。持っていない物でリクエストのあったものは大体年間で500冊は購入しています。ただ一方では他の市町村が持っているものは借用する手続きも取りますので、それが約2,600冊くらいあります。その割合は他の自治体から借りる割合は多いと思います。

【委員】今活字文化というものが非常に変わってきているところだと思います。と言いますのは、電子版で活字を読んでいる方が増えているのかもしれませんが。色々スマートフォンやタブレットなどで電子書籍を読む文化ができてきていると思います。これから図書館というのはそういった電子化に対しても対応していかななくてはいけないだろうと思います。本当に今は過渡期だと思います。先ほどの椋鳩十の話もありますが、児童書版がありまして、子どもが読みやすい形での椋鳩十全集が児童コーナーにあります。そうでもしないと子供が手に取らないといったこともあります。そうでありながら、教科書に取り上げられていると思うので、児童書として平易版で子供が手に取れる状況があるかと思います。本を手にとって読むという文化が変わっているところが見受けられます。私もこれからどうなるんだろうということは感じています。

【会長】文字を読むというのは一番基礎ですので、読書をするということとそれが進んでいくことはあります。確かに新しい機器への対応も必要だ

と思いますが、電子書籍も前に検討されたこともあります。割と最近コンテンツも増えてきていますが、必ずしも量的に全体をカバーする状況にはありません。これから進んでくるとは思います。それから課金の問題があります。電子書籍を扱っている図書館もあまり多くないですね。日本の場合は書籍を中心に図書館は収集していますので。本で読むのと違う感触が人によって感じられると思います。早く情報を得たい人はやはり機器を使うし、使い道でしょう。用途と電子媒体の特徴を生かして利用できるよになると、子どもも含めてそういう状況に対応できる能力ができてくると思います。日本の図書館は書籍が中心です。アメリカでも 80 年代くらいに、将来ペーパーレスになると言っていました、今でも必ずしもそうはなっていないのでかなり本が図書館にあります。端末を何十台も置いて整備されているところもありますが。

【委員】 この貸出の表ですが、1冊の本を 10 回借りたら 10 カウントですか。

【事務局】 その通りです。述べの貸出数になっています。

【委員】 蔵書と除籍の関係の話がありましたが、蔵書と同じ分類と貸出の実績を見ていくと、実際、例えば文学が 35% くらいと多くなっていますが、これに対して蔵書がもっと多いのか少ないのかの傾向が分かるかと思えます。利用率に対して、蔵書が多いのか少ないのかがわかると蔵書のコントロールができるのかなと思います。

【委員】 本を借りたくてもないので、あちこちから借り集めるといのは最近多くなったかなと思います。それと、調べ物はタブレットやコンピューター室が整備されて、では図書館やコンピューター室の利用率はどうかかなと思います。調べ物はパソコン教室、検索をしてじっくり読みたければ図書室と分けていかないとなかなか図書館だけとはならないと思います。欲しいものが一時期に欲しいのが学校ですから、そういう時に図書館だけではなくて他の学校からも何冊ずつあるか聞いて借り集めるといったことをしています。インターネットで欲しいものそのものが出てきます。最近の調べ学習で教員が一番嫌なのは、そのままプリントアウトしたものを切り取って持ってくるのが一番ショックだそうです。せめて写してもらいたいですね。

【会長】 一つのソースがあって、別の本などのソースも使ってテーマを調べて行って欲しいですね。

【委員】 あと一つは、中学生、高校生は図書館に足を運ぶ時間がないです。土日は部活で平日も夕方まであります。大体 7 時くらいに家に帰ります。なかなか本を借りて読む時間がないのかもしれない。中高生をター

ゲットにするのは難しいと思います。

【会長】新しい子ども読書活動推進計画はどうですか。

【事務局】来年度、28年度の策定します。これから準備をします。

【会長】：「絶歌」の取り扱いについてですが、前回お話も出ました。現在検討を行っているとのことでした。協議会でも話をして参考にされてはということでした。資料として、図書館の自由に関する宣言と図書館協会が出した確認書をいただいています。関連として図書館の自由というニュースレターに手記について記事があります。それから毎日新聞に記事がありました。それからサムの息子法についての資料です。文芸春秋の記事の経過についても資料があります。ユネスコ公共図書館宣言の中に知的自由に関する項目が書いてあります。「蔵書及びサービスはいかなる種類の思想的政治的あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない」ということで書いてあります。検閲の意味は日本の法律でいう公権力が出版する前に差止めするというのとはちょっと違い、図書館の場合もう少し広い意味の概念ですけれども、図書館で、閲覧できなくするというのも指しています。IFLAの図書館と知的自由に関する声明ですが、これは国際図書館連盟で、世界的な図書館の集まりでして、そこで図書館の自由に関する宣言に当たる趣旨の物です。アメリカの図書館協会が出している図書館権利宣言が図書館の自由に関する宣言の前にできたものです。日本図書館協会の場合はこの本については制限するものには当たらないとしています。図書館は資料提供の自由を有するとなっています。また、「図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。」となっています。また、提供の制限も限定的となっており、3つの状況を上げています。

【委員】入手して読みました。それで、色々と言われているように表現的にも違和感を感じる部分が多数ありました。それから本の最後のところにご遺族の方への謝罪はありますが本文の中でご遺族の方への想いは至っていないと思いました。ただ、そういう問題がありますが、一方でそういう犯罪を犯した少年が医療少年院に入ったわけですが、そこでどのように人たちに支えられながら社会に出て、社会に出てからも色々な方に支えられながら何とか生きてると書いています。最後のところは生きるということがすごく大事だと書いているのですが、問題作ではありますが、ある意味では一人の少年が更生して社会で必死に生きて、苦しみながら書いているとあります。社会教育で矯正教育にも関わっているので、興味深い部分もありましたし、資料を見ても、他市でも予約が多くな

っています。少年犯罪に関わっている専門家だけでなく、保護司や市民の方で矯正施設にボランティアで関わっている方々もいらっしゃいますので、そういった方々がリクエストで読んでみたいというのがあるのかなと思います。しかし、書店では買うのは抵抗がある、印税が少年の収入となってしまうというのもありますので、図書館へのニーズがあると思います。もう一つは今の段階で、出版差し止めの司法判断が出ていないというのがありますので、最終的には教育機関としての公立図書館が自律的自主的に判断すればよいと思いますが、今回、羽村市の図書館が慎重に判断するためまだ購入していないということですが、収集をしてはいいかがかというのが私の意見です。

【委員】最近少年のホームページが公開されてということで、あれを見ているとちょっと更生できているのかどうかという感じは受けます。

【会長】図書館ですから資料をちゃんと読んで評価するというをやらないといけないと思いますので、読んでいないと議論もなかなか噛み合わないの、今度皆さん読んできていただきたいと思います。図書館ですからその本を読まないで買う買わないは良くないと思います。やはり読んで買うか買わないか決めるのが図書館でしょう。それを図書館の選定方針、収集基準に沿って照らし合わせて決めるということをやらないと議論がまとまりませんので。いろいろと資料を参考にするのも大切ですが、本を読んで評価していくことをしないといけないと思います。次回、皆さん読んでいただいてその上で詰めていきたいと思います。

【委員】今回読んできたのですが、ただ、読んでいただいて議論を深めていくというのは大事だと思いますが、現段階でいろいろと資料を提供いただいて図書館からも議事録等お送り頂きましたが、基本的には司法判断が出ていないという状況ですので、ホームページなどを見ると非常に違和感を感じることはあるのですが、違和感を感じる感じないというのも個人差があると思いますし、本にも書いてありますがコラージュを非常に丁寧にやっているというような時期もあるようですので、その辺りがホームページに反映されているのかなと感じました。読んでいただいてとなると皆さんがどこでその本を入手するのかということもあります。現段階で司法判断も出ていない状況での収集提供の制限は控えるべきだということで合意が得られれば、購入収集をしていただいたものに関心のある方はここで読んで意見を出してもらおうということでもいいのかなと思います。

【会長】委員からニーズが、利用者からもリクエストが1件あったということで、司法から頒布の差し止めなども出ていないという状況ですので、収集しないというよりはする方向で考えていくといったことで、この場で

合意ができればということですが委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】先程も出ましたように、選書をされるのは職員の方ですので、まず職員の方で目を通していただいて、それで羽村市図書館としてどうかという判断をしていただくことが大事だと思います。羽村の図書館は児童書の選書などについても非常に厳しく選書されていると思っています。絶歌に対して内容を読んでみないということはあるかもしれませんが、公の図書館としてそれを収集することにどういう意味があるのかを職員の中で統一できていなければ良くないと思います。確かに図書館の自由としてそういった本があつてしかるべきなのかもしれませんが、よく検討していただいて、結論も急がなくても良いように思います。確かに他市にもあるようなのでそういったところからのリクエストの取り寄せなどもできるかもしれませんが、ここはじっくり判断して良いと思います。この本を買って、被害者への補償などに充てられるとなっていれば個人で買って良いのですが、難しいところだと思います。いろいろな意見を汲んでの判断で即決するのではなくよく吟味していただいた判断が良いのではないかと思います。

【事務局】この件につきましては発売当初から情報収集をしてきまして購入も考えましたが、その中で時期をおいたほうが良いという判断をし、当面購入しないという判断をしたものでございます。資料のとして必要な面も委員からご発言をいただいた事も認識はしておりますので、資料としての収集はするべきかなという話も出ました。発売当初は問題もありましたので、他市の状況などでは羽村市と青梅市については当面購入しないという判断をしたものです。私どもの選書基準の中で公序良俗に反するものは購入収集しないということがありますので、それに当てるのはどうかという意見もありましたが、当面は購入しないという判断をしました。委員からもお話をいただきまして、協議会でも議論をしてはということもあったのでお願いをしたところです。取り敢えず話題性も薄くなってきていますが1冊収集する方向で検討したいと思います。貸出もどうするかを含めて検討しなければいけないと思います。羽村市においては当初1件のリクエストがありました。当面購入しない旨のお話をしたところ、すぐにご理解をいただきました。その後は特にリクエストが入るということもございませんので、現在問題はありません。

【会長】購入しなくても他市から借用することもできますか。

【事務局】他市も貸し出し制限をかけています。購入はしても貸出の制限をしている中で、他市への貸出もしていないところがほとんどです。それから他市の購入状況は公になっていないものですので、ご理解いただきました

いと思います。

【会長】委員からご提案をいただきました。判断を急いでもないかと思いますが。

【委員】慎重にという意見があれば私はそれを尊重します。

【委員】その間に読む機会があれば読んでみるということではいかがでしょうか。

【会長】次回も皆さんに意見をいただきたいと思います。結論は出ないかもしれません。

【事務局】次回の協議会の日程は調整させていただきます。